

完了検査の手続きについて

1. 手続きの流れ

- ① 検査希望日が決まりましたら、遅くともその2週間前までに電話等でお打ち合わせ願います。
- ② お打ち合わせ後、検査日の1週間前までに下記2(1)の書類を提出してください。
- ③ 完了検査引受後に請求書を送付いたしますので、検査日の前日までに手数料を納付してください。
- ④ 検査日までに下記2(2)の書類を整えて提出してください。仮使用認定時に提出している場合も再度提出してください。

2. 必要書類

(1) 完了検査日の1週間前までに提出していただく書類

書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/> 連絡票	1	
<input type="checkbox"/> 確認検査業務等に係る請求書の送付先について	1	
<input type="checkbox"/> 現場案内図(最寄駅、現場事務所の位置及び検査日当日の連絡先を明記してください。)	1	※1
<input type="checkbox"/> 完了検査申請書(建築基準法施行規則第19号様式 第1面～第4面)	1	
<input type="checkbox"/> 委任状(代理者が申請する場合)	1	※2
<input type="checkbox"/> 軽微な変更説明書(直前の確認済証交付後に軽微な変更がある場合)	1	※3
<input type="checkbox"/> 確認に要した図書・確認済証(写)(直前の確認済証の交付者が当財団以外の場合)	1	
<input type="checkbox"/> 中間検査合格証(写)(当財団以外で交付された中間検査合格証がある場合)	1	
<input type="checkbox"/> 都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書(写)(該当する場合)	1	
<input type="checkbox"/> その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	1	
<省エネ適合性判定又はそれに代わる認定を受けた建築物を含む場合は以下も提出してください>		
<input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (省エネ適合性判定を受けた計画に対して、省エネ基準に係る軽微な変更がある場合)	1	
<input type="checkbox"/> 軽微変更該当証明書(写)及び添付図書(写) (省エネ適合性判定を受けた計画を変更し、軽微変更該当証明書の交付を受けた場合)	1	※4
<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法に係る以下のいずれかの図書		
<input type="checkbox"/> 省エネ適合判定通知書(写)・計画書(写)・判定に要した図書	1	※5
<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第23条の大臣認定に係る認定書(写)・認定に要した図書		※6
<input type="checkbox"/> 性能向上計画認定に係る認定書(写)・認定に要した図書		※7
<input type="checkbox"/> 低炭素認定に係る認定書(写)・認定に要した図書		

※1 現場事務所と検査員の集合場所が異なる場合は、集合場所も明記してください。

※2 建築確認又は中間検査と一括委任されている場合はその写しで構いません。

※3 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さに変更があった場合は、変更後の数値も記載してください。また、完了検査申請書の第三面10欄も同様に、変更後の数値も記載してください。

※4 当財団で軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は不要です。

※5 直前の確認済証交付後、省エネ性能に係る計画変更を行っていない場合は、判定又は認定に要した図書以外の書類(判定通知書、計画書、認定書)は不要です。

※6 当財団で省エネ適合判定通知書の交付を受けた場合は不要です。

※7 判定又は認定に要した図書は、検査済証交付時にご返却いたします。

(2) 完了検査日当日までに提出していただく書類

書類名	部数 ※1	備考
<input type="checkbox"/> 施工結果報告書	2	※2
<input type="checkbox"/> 建築設備工事監理報告書・建築設備概要書・建築設備工事監理状況調書	2	※2
<input type="checkbox"/> 防火戸・防火ダンパー等連動設備試験記録・予備電源（自家発電装置）試験報告書・予備電源（蓄電池設備）試験報告書	2	
<input type="checkbox"/> 昇降機工事監理状況報告書・昇降機工事監理状況調書（建設地が東京都の場合）	1	
<input type="checkbox"/> 施工状況を写した写真（法第7条の5に基づく検査の特例を受ける場合）	1	※3
<省エネ適合性判定を受けた建築物を含む場合は以下も提出してください>		
<input type="checkbox"/> 省エネ性能に係る以下の図書	2	※2
<input type="checkbox"/> 省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法） <input type="checkbox"/> 省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）		

※1 2部ご提出いただく書類は、受領後、受領印を押印して1部ご返却いたします。

※2 特定行政庁が定める様式等がある場合は、定めに基づき、その様式等で提出してください。定めがない場合は、当財団の様式で提出してください。

【例】施工結果報告書

特定行政庁が定める様式がある場合	定めがない場合（当財団の様式）
(例) 【東京都内で建築する場合】 (「[法第12条第5項に基づく]建築工事施工計画等の報告と建築材料試験」より) ① 建築工事施工結果報告書(完了) (2部) ※1 ② 鉄骨工事施工結果報告書(完了) (2部) ※1 ③ 施工状況報告資料(1部) (ミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等(B方式は一部省略してください。))	1) 鉄筋コンクリート工事関係 コンクリート工事施工結果報告書(2部) ※1 2) 鉄骨工事関係 鉄骨工事施工結果報告書(2部) ※1

※3 屋根の小屋組の工事、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事、RC造の基礎の配筋工事及び特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における構造耐力上主要な部分の軸組、仕口等の接合部、鉄筋部分等を写したものを（直前の中間検査後に行われた工事に係るもの）を提出してください。

3. 注意事項

- ① 計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けてください。
- ② 省エネ適合性判定を受けた建築物がある場合は、変更手続きの要否などについて、早めに省エネ適合性判定の担当者にご相談ください。

省エネ適合性判定を受けた省エネ計画に対して変更がある場合、変更の内容によっては、軽微変更該当証明書の交付を受ける必要があります。軽微変更該当証明書は、そのご申請から交付までの手続きに時間を要する場合がありますので、十分余裕を持ってご相談ください。

- ③ 十分余裕を持って完了検査の日時を定めてください。
- ④ 消防検査、総合設計、条例、要綱等の検査が必要な場合は事前に関係機関と相談してください。
- ⑤ 原則として、事前に消防検査を受けてください。